明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○市町の境界変更の件（総務九）　一
○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁一）　二
○原戸籍が滅失した件（同一一、一二）　二
○除籍が滅失した件（法務一〇）　二
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同六）　五
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同七）　五
○保安林の指定をする件
（農林水産七～九）　六
○保安林の指定を解除する件
（同一〇～一六）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件
（同一七～二四）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（国土交通一五）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件
（同一六）　八
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁七）　九
○道路に関する件（東北地方整備局一）　九
○道路に関する件（関東地方整備局三）　九

〔人事異動〕

内閣　人事院　内閣府　復興庁　法務省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

利根川水系渡良瀬川河川整備計画【大臣管理区間】の策定について
（関東地方整備局）　一〇

法務　一〇

公証人任免（法務省）　一〇

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示
（北海道運輸局最低賃金公示一、関東同一、北陸信越同一）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、建築士懲戒処分関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二

会社その他　一三

告示

○総務省告示第九号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、宮城県大崎市と遠田郡美里町との境界を次のとおり変更する旨、宮城県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成三十年一月十五日からその効力を生ずるものとする。

平成三十年一月十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　弘志

大崎市に編入する区域

遠田郡美里町青生字横江一の二、二の一、二の二、三の一、三の三、四の一、四の二、五の二、六の四、六の五、七の二、七の三、一〇の四、一〇の五、二八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字堀切浦一の三、一の四、五の二、六の三、八の二、一〇、一〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字堀切六八、六八の二に隣接する道路である公有地の全部、字三角一一、二〇、二四、二八、三五、三九、四三、七八の一、八三の一、八八の二、字堀切浦四、五の二の地先の道路、水路である公有地の一部、大崎市古川下中目字新三角四七、六〇、六二、六三に隣接する遠田郡美里町の水路である公有地の一部

遠田郡美里町に編入する区域

大崎市古川桑針字小筒下八五の三、八六の一、八七の一、一〇九の二、一一〇の二、一一一から一一八まで、一一九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、古川下中目字三角一七八の二、一七八の三、一七九の二、一七九の三、一八〇の二、一八〇の四、一八〇の五、一八一、一八二の二から一八二の四まで、一八三の三から一八三の五まで、一八四の三、一八四の四、一八五、一八六の三、一八六の四、一八七の三、一八八の三、一八八の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字新小路浦二四八の二、二五〇の三及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部

○消防庁告示第一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成三十年一月十日

消防庁長官　稲山　博司